

	質問	回答
1	機械装置の修理に要する費用は補助対象となるか。	単なる機械装置の修理に要する費用は、補助対象外となります。
2	機械装置の購入に要する費用は補助対象となるか。	<p>当該事業に必要と認められる場合のみ、補助対象となります。（「鹿児島県宇宙ビジネス研究開発支援事業補助金交付要綱 第5条第1項第1号 原材料及び副資材の購入に要する経費」に該当）</p> <p>※ ただし、同交付要綱第8条第1項第3号の規定に基づき、補助事業の完了後も効率的運用を図ってください。</p>